

第 17 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 24 年 11 月 27 日（火）午後 2 時 00 分から午後 3 時 20 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（22 名）

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	3 番	齊藤	正孝
	4 番	山田	学
	5 番	大道	健實
	7 番	石川	雅洋
	8 番	尾藤	欣二
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	12 番	田邊	忠幸
	14 番	鬼頭	良市
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏
	23 番	齊藤	一男

4 欠席委員（3 名）

6 番	小原喜久雄
11 番	鯖戸 英明
13 番	高橋 秀樹

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
 - 第 1 号 講演会及び地区別農業委員研修会について
 - 第 2 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
 - 第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について
 - 第 4 号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
 - 第 5 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
- 5) 議案
 - 第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について

- 第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 号 現況証明について
- 6) 協議
- 第 1 号 T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉への参加反対を求める決議について
- 第 2 号 幕別町及び幕別町議会に対する要請書について（農業政策等に関する要請）

6 農業委員会事務局職員

事務局長	野坂 正美
忠類支局長	細澤 正典
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
農地振興係主査	檜木 良美
農地振興係主事補	川本 貴士

7. 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、定足数に達しておりますから、ただいまから第 17 回農業委員会総会を開催いたします。
議長	次に会議規則により議事録署名委員を議長から指名させていただきますが意義ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	それでは、指名をさせていただきます。9 番向井委員、10 番杉本委員にお願いをいたします。
議長	それでは、次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により、6 番小原委員、11 番鯖戸委員、13 番高橋委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告申し上げます。
議長	それでは、さっそく議事に移ります。報告第 1 号「講演会及び地区別農業委員会研修会」についてを議題といたします。事務局から報告をいたします。
事務局	「講演会及び地区別農業委員会研修会」についてご報告をいたします。資料は特にごございませんので口頭で説明をさせていただきます。去る 11 月 9 日、帯広市十勝プラザにおいて開催されました十勝農業委員連合会主催の講演会と北海道農業会議主催の地区別農業委員研修会について、報告をいたします。午前

中に後援会が行われまして、三重県で農事組合法人「伊賀の里モクモク手作りファーム」を経営しております木村修代表社長理事より「農業には夢もロマンもある」と題しましての講演が行われました。講演は、木村氏が農協職員時代に豚肉の販売先を確保するのに苦慮した経緯から農協を退職後、農事組合法人を立ち上げ、様々な事業に取り組み現在に至るまでの経緯についての説明を受けたところでございます。「伊賀の里モクモク手作りファーム」は、名のとおり「手作りハム」から成功を収め 20 年間で従業員 300 名、年商 48 億円、年間 50 万人の観光客が訪れる規模の会社に発展をいたしました。その中で木村氏は「商品の差別化から価値感を見出し、地域に根ざしたブランドづくりを展開して行くことが重要」であるとの内容の講演でございました。

また、午後からの研修会では、北海道農業会議の乾部長より「農業と農業委員会を巡る情勢について」といたしまして、平成 25 年度の農業と「農業委員会関係予算の概算要求、T P P をめぐる情勢について」の説明がありました。

次に同じく農業会議の佐藤主幹より「農業委員会と農業委員の業務に係る留意点」といたしまして、遊休農地、贈与税納税猶予制度、更には農地対策のあり方などについての説明があり研修会を終了しているところでございます。以上報告とさせていただきます。

議長

はい。ただ今 11 月 9 日に開催されました、農委連主催の研修会の内容でございました。大方の皆さん方にご出席を頂いている様にと思いますが、質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

なければ、以上で報告第 1 号は終わりたいと思います。

議長

次に、報告第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告 2 号の 1 番から 18 番までを説明をいたします。

事務局

報告第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書 1 ページから 5 ページの 18 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長

はい。ただ今、報告第 2 号の 1 番から 18 番までを説明をいたしました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第 2 号 1 番から 18 番については、報告のとおり了承されました。

議長	次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第3号の1番、2番の説明をいたします。
事務局	報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」。農地法第5条の許可申請について下記のとおり許可をしたので報告いたします。案件は、議案書6ページ、7ページの9月27日、第15回総会で審議された2件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成24年10月31日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	はい。ただ今、報告第3号の1番、2番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	はい。質疑がないようですから、報告のとおり了承されました。
議長	次に、報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第4号の1番と2番を説明をいたします。
事務局	報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」。農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認したので報告いたします。案件は、議案書8ページの平成23年12月1日、平成24年5月23日に許可をしておりました2件でございます。平成24年10月25日付けで完了報告を受理し、11月21日、大道委員、宗廣委員、田辺委員、事務局で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	はい。本件につきましては、初めての調査の報告であります。ただ今、報告第4号の1番、2番について説明をいたしました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	はい。質疑がないようですから、報告第4号の1番、2番はご報告のとおり了承されました。
議長	次に、報告第5号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第5号の1番から8番までを説明いたします。
事務局	報告第5号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人

	幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整結果を報告いたします。1番、3番については町公社が今月15日に、2番と4番から8番までは今月16日にそれぞれ利用調整を行った案件であります。内容につきましては、記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。
議長	はい。ただ今の報告第5号の1番から8番までについてを説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第5号の1番から8番については、報告のとおり了承されました。
議長	それでは次に、議案に入ります。議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。事務局から議案第1号の1番から5番までを説明いたします。
事務局	【議案第1号1番から5番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の案件は、報告第5号の幕別町農業振興公社が行った利用調整のうちの5件でございます。幕別町に対しまして農業経営基盤強化促進法第13条の2第1項に基づき要請をするものでありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	はい。それでは、質疑をなしといたします。それでは採決をいたします。議案第1号の1番から5番まで、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第1号の1番から5番までは、原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から議案第2号の1番と2番を説明いたします。
事務局	【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法

第18条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします

8番 この案件は、更新でございます。借主は、意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定には問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第2号の1番、2番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第2号の3番、4番について、説明をいたします。

事務局 【議案第3号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添調査書、2ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

18番 この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に取り組んでおります。今回の利用権の設定に関しては問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第2号の3番、4番は原案のとおり決しました。

議長	次に議案第2号の5番と6番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号5番、6番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書の3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
12番	この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の5番と6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案の第2号5番、6番は原案のとおり決しました。
議長	え、次に議案になります案件は杉本委員が関与しておりますから、ひとつ席を外して頂きたいと思います。
	(10番杉本委員退席 14:18)
議長	それでは、次に議案第2号の7番と8番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号7番、8番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書の4ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
24番	この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長	それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の7番、8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号の7番、8番は原案のとおり決しました。 (10 番杉本委員着席 14 : 21)
議長	それでは、次に議案第2号の9番、10番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号9番、10番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
24 番	この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の9番と10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号の9番、10番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号の11番から14番までについて、説明をいたします。
事務局	【議案第2号11番から14番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書6ページ、7ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読

と説明を終わります。

議長

はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

5 番

これらの案件は、11 月 16 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります

。

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 11 番から 14 番まで、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 11 番から 14 番までは原案のとおり決しました。

議長

次に議案第 2 号の 15 番、16 番について、説明をいたします。

事務局

【議案第 2 号 15 番、16 番について、議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、お手元でございます、別添調査書 8 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

はい。それでは、地区担当委員の補足の説明をお願いいたします。

2 番

この案件につきましては、11 月 16 日に町公社において、利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 15 番、16 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 15 番、16 番は原案のとおり決しました。

議長

次に議案第 2 号 17 番から 22 番について、説明をいたします。

事務局	【議案第 2 号 17 番から 22 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書 9 ページから 11 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
10 番	これらの案件は、11 月 16 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 17 番から 22 番まで、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 17 番から 22 番までは原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号の 23 番、24 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 23 番、24 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 12 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
20 番	この案件につきましては、今年 8 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりでございます。よろしく申し上げます。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 23 番、24 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしといたします。よって、議案第2号の23番、24番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号の25番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号25番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書13ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい、それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
2番	この案件につきましては、8月20日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい、それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の25番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号の25番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号26番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号26番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書13ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
20番	本来、地区担当委員の山田委員でございますが、利用調整会議に私が代わりに、地区担当委員として出席しましたので、私の方から説明をいたします。この案件につきましては、今月15日に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲渡人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと考えております。詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
議長	【異議なしの声多数】 異議なしといたします。よって、議案第2号の26番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号の27番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号27番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書14ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
24番	この案件につきましては、先月買入要請を行ったものでございます。譲受人は、農地保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の27番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号の27番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号の28番、29番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号28番、29について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書14ページ下段、15ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
10番	これらの案件は、先月買入要請を行ったものでございます。譲受人は、農地

	保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
議長	(発言なし) 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の28番、29番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
議長	【異議なしの声多数】 異議なしといたします。よって、議案第2号の28番、29番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案第3号の1番について、説明をいたします。
事務局	【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
8番	去る11月21日、大道委員、宗廣委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
議長	(発言なし) 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
議長	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第3号の1番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号の2番について、説明をいたします。
事務局	【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】

事務局	この案件は、別添農地法第3条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当委員の補足の説明をお願いいたします。
20 番	本来、地区担当農業委員は小原委員でございますけれども、本日の総会に出席する事が出来ない関係上、私が地区担当農業委員として現地確認をしておりますので、ご説明を申し上げます。この案件につきましては、去る11月22日、山田委員、小原委員、事務局とで現地を確認をいたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりでございます。説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第3号の2番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号の3番について、説明をいたします。 (5番大道委員退席 14:46)
事務局	【議案第3号3番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担委員から補足の説明をお願いいたします。
24 番	この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局、説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(5 番大道委員着席 14 : 50)

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 3 号の 3 番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第 3 号の 4 番について、説明をいたします。

事務局 【議案第 3 号 4 番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書 4 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

22 番 この案件につきましては、去る 11 月 21 日、大道委員、宗廣委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。ございませんか。

(発言なし)

議長 はい。質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 4 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 3 号の 4 番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第 3 号の 5 番から 7 番について、説明をいたします。

事務局 【議案第 3 号 5 番から 7 番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書 5 ページから 7 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

21 番 これらの案件につきましては、本来地区担当農業委員は鯖戸委員でありますけれども、本日欠席しており、輪番委員として現地を確認しておりますことから、私の方から説明いたします。これらの案件につきましては、去る 11 月 21 日、大道委員、鯖戸委員、事務局とで現地を確認いたしまして、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の5番から7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第3号の5番から7番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号の8番について、説明をいたします。
事務局	【議案第3号8番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第3条調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業から補足の説明をお願いいたします。
23番	この案件につきましては、財務事務所による国有地の払い下げでございます。去る11月22日、山田委員、小原委員、事務局で現地を確認しております。周辺農地への影響はないと思われまふ。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。終わります。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第3号の8番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第4号「現況証明について」を、議題といたします。事務局から4号、議案第4号の1番を朗読いたします。
事務局	【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】
議長	はい。それでは、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

- 19 番 この案件につきましては、地目変更等を目的に証明を求めるものでございます。去る、11月21日、大道委員、宗廣委員、事務局とで現地を確認していただきました。農地・採草放牧地以外ということで、ご確認をいただいております。よろしくお願いいたします。
- 議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
- (発言なし)
- 議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
- 【異議なしの声多数】
- 議長 異議なしといたします。よって、議案第4号の1番は原案のとおり決しました。
- 議長 次に、議案第4号の2番を議案といたします。2番を朗読いたします。
- 事務局 【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】
- 議長 はい。それでは、地区担当農業委員からのご報告をお願いいたします。
- 22 番 この案件につきましては、地目変更を目的に証明を求めるものでございます。去る、11月21日、大道委員、宗廣委員、事務局とで現地を確認していただき、農地・採草放牧地以外ということで確認をいただいております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
- 議長 はい。蛭原委員。
- 16 番 はい。16番、ちょっと、お聞きしたいんですけど。1番の方は「地目変更登記のため」ってなっているんですよね。「申請理由」が。2番が、「地目変更のため」。この使い分けっていうのは、どういう意味なのか、ちょっと教えて下さい。
- 事務局 はい。私の方からお答えさせていただきます。2番の「地目変更」の部分なんですけど、今回2筆ございまして、「454-6」これが「公簿、畑」、「465-5」これが「山林」となっております。農業委員会の台帳上は、すべて「畑」、「畑」でございまして、今回、申請者の方から地目変更登記をするにあたって、合わせて地目変更もしたいという申請があったため今回「地目変更」という風に、記載をしていたところでございます。
- 議長 蛭原委員。
- 16 番 ちょっと、理解し難いですね。要は地目変更登記なんですよ？変更登記のために現況証明をお願いしたいのですよ。

事務局	地目変更登記と、農業委員会の台帳の方が農地となっておりますので、その部分も変更したいというものです。
16 番	だからようは、ぶっちゃけた話、地目変更登記でしょ。
事務局	そうです。
16 番	目的は。
事務局	目的は、そうです。
16 番	だからここも「地目変更登記のため」と書けば良いでしょ。
事務局	「山林」も有るから、これはなんと言ったら良いのかな。
事務局	厳密に言いますと、「地目変更登記」と、現地確認というかですね。現況農地となっておりますので、その部分についての確認をして、農業委員会の台帳の方から、農地じゃ無い、農地以外にするという部分で。
議長	蛭原委員。
16 番	もう 1 回、説明してほしいんですが。ちょっと僕の頭では、理解し難い。
事務局	単純に言いますと、申請書の申請事由がですね、「地目変更のため」となっていたのですね。それで事務局の方でも、ちょっと通常は、地目変更登記のためなので、そういう風に記載は、考えていたのですけれども、今回係長が説明しましたとおり公簿が「山林」のものが 1 筆、入っているという事もあるので、申請事由の、そのままのとおりで、「地目変更のため」という事で変更登記のための証明の部分と、うちの台帳の変更に関わる部分とかあるので、違う記載の仕方を、そのまま申請書に書いてあるとおりで今回、議案に載せた次第なんですけれども。
議長	蛭原委員。
16 番	はい。「454-6」が「地目 畑」なんでしょ。「465-5」は「山林」なんでしょ。そしたら、それは別に「現況証明」もなんも要らないのでしょ。なんでそれがあがって来るのかって事さ。それでこれ一緒になって「地目変更」という、「のため」っていう理由になるのでしょうか。ちょっと、理解し難いんだよな。それは、取り扱う必要ないんでは。委員会として。
議長	局長。
事務局	ただ今のご質問なんですけれども、まず公簿上、登記上は「454-6」が「畑」で現況の、こちらの方の農地基本台帳の方が「畑」であります。「465-5」登記簿の方の公簿に付しましては「山林」。こちらの方の農地基本台帳の方は現況が「畑」なんです。で両方とも「畑」、「畑」で、うちは現況で「畑」になっておりますので、農地基本台帳にこの 2 筆とも載っております。それで今回お願いするのは、「454-6」の「畑」を「農地以外の地目変更登記」をおこなう。でな

お、もう1つの方の「465-5」の「山林」につきましては、地目は、もうすでに「山林」となっておりますけれども、現況は、あくまでも「農地」、「畑」となっておりますので、こちらの方の農地基本台帳から農地以外の方に落とすと、いう事でおこなう内容であります。だから両方ともですね、地目変更を登記をおこなうのは、「454-6」であって、あと2筆とも農地基本台帳から、（現況を農地から）落とすという事が出て来ますので、「畑」から「農地以外」にすると、いう事で「地目変更のため」ということで、事由になっておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

議長 蛭原委員。

16 番 ちょっと、これは理解できないので検討します。

議長 向井委員。

9 番 現況は今の説明では「畑」になってるんだから問題ないんじゃない。これ、現況は。

議長 岡崎委員。どうぞ。
どうぞ、発言、発言あれば。

20 番 はい。今、現況、木が生えているから「山林」としている訳でしょ。

9 番 いや、違う。公簿上名目上、「畑」。

17 番 公簿上は「畑」

（発言多数あり）

議長 公簿上の問題を説明しないと。事務局から説明をいたします。

事務局 すいません。ご説明いたします。今回のこの現況証明は、登記してある公簿上がですね。「畑」で登記してある所と「山林」で登記してある所が、実際は、「宅地」として使われているので、「宅地」登記をするための現況証明なんです、農業委員会の農地台帳というのがですね、公簿の登録ではなくて、現況が「畑」かどうかという事で農地台帳の方を記載する事になっているのですが、この2筆ともですね、現況が「畑」で農業委員会の台帳上、現況「畑」という事で、農地台帳に載っているんですよ。それで、それを「畑以外」という事の現況の確認のための証明願いだったんですよ。それで、公簿が「畑」だと登記の方が農業委員会の証明が無いと、現況、公簿の現況を変える事が出来ないの、証明願いだいう事で上がって来んですが、この「山林」の部分は、うちの方の証明が無くても農地以外になっているので、登記は変更出来るんですけども、うちの現況が「畑」なので一緒に、うちの農地台帳の方の現況を変更するために一緒に上がって来た次第なんですよ。

議長 蛭原委員。

16 番 そういう説明されるから、解らなくなっちゃう。

	農地台帳を、ようは間違えたんでしょ。
事務局	いいえ。
16 番	いや、だって、現実、公簿「山林」なのに、なんで現況は、「畑」になるの。
事務局	ここの地区ですね、ちょうど地籍調査が入りまして、
16 番	うん。
事務局	それで現況が確定した地区でございます。登記の方は自然と、ここ２年くらいで変わる予定なんです、議案の報告、議案の第３号の所有権の関係で移転する案件が、今回ありました事から合わせて先にですね、代書屋さんを通じて、登記の方の変更をかける手続きが有りまして、その時に初めてですね、一応こちらの方、現況「山林」になって「畑」農地台帳上は「畑」になっているんですけども、そこを「畑」ではないので、確認をして頂きたいと申請があった所でございます。一応、事務局といたしましても、その農地台帳上「畑」となっている部分に付きましては、事務局の職権で勝手に「農地以外」にするっていう事を考えておりませんで、一応現地確認の中、委員さん３名をもって農地の方を確認して頂いて、「農地以外」にすると、いう手法を執っている事から、今回この様な形で議案を提出という形になりました。以上です。
議長	蛭原委員
16 番	今の係長の説明ですと、地籍によっておきた案件ですね。地籍調査でやる場合、僕の認識はたぶん職権でやってくれる。だから委員会にかからなくても、問題はないんじゃないかなと思う。それが、あえて何で、ここで。だからそこで、関わってくるとすると、所有権の問題か。
事務局	そうです。
16 番	だから、そういう問題が有るのかもしれないけども、別に地籍は職権で出来るのに、なぜ上がって来るのかなと思って。
議長	地籍の結果に基づいた整理は、２年ほどかかるという様な事で、所有権の関係から前倒しをする必要がある、という事に基づいた今の申請だという事です。したがって、これはやらんくても良い事だという風には、なるんですが、しかしながら今、急がんきやならんという所有権の問題が係って来たものですから、今回に提案をしているという様な事です。本来的には地籍の関係は、地籍がきちんと始末してきますから、自動的になります、いちいちやらなくても、それはそのとおりです。
16 番	いや、だから。今、会長が言われるような説明を受けたら、益々、便宜を図ってやるようになっちゃうでしょ。
事務局	便宜を図るっていうか、そういう事ではないです。登記自体には、お金が掛かるっていう事を理解して頂いて、前もって、地籍を図ってもらったけど法務

	局の方の手続きは費用を払って、登記をした。
議長	これは、地権者のそういう事情を参酌するっていう事も、しなきゃならん訳でして、地籍がやれば、お金が掛からない。今回やれば、お金が掛かるという事はもうこれは明瞭な事実でありますから、これは本人も、その事は理解した上で、申請されたと思います。
16 番	解りました。
議長	ほかに質疑ございませんか。
議長	それでは採決をいたします。議案第 4 号の 2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 4 号の 2 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 4 号の 3 番を、議題といたします。事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 3 番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員からのご報告をお願いします。
24 番	この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、11 月 21 日、大道委員、宗廣委員、事務局とで現地を確認して頂き農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。よろしく願いいたします。
議長	それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。 議案第 4 号の 3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 4 号の 3 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、協議第 1 号「TPP交渉への参加反対を求める決議について」を、議題といたします。 農政部会長から発言を求められております。これを許します。

5番	それでは、議長のお許しを頂きましたので、協議第1号の提案理由の説明をします。去る11月21日に農政部会を開催いたしました。決議文の朗読は省略しますが、昨年11月政府は、「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」と表明しました。しかし、事前協議の情報は不十分であり、参加の是非を判断する段階には至っていない状況にあります。 また、国が掲げた食料自給率50%の目標達成を目指した、持続可能な農業の実現を図るには、地域の実態に即した担い手の育成及び農地の確保と有効利用を推進していくことが不可欠であります。 TPPは、農業だけの問題ではなく食品安全、金融サービス等の21分野にわたる広範囲かつ総合的な協定です。 十勝においては、主要農畜産物である小麦や牛肉、乳製品、ビートなどに大きな影響と地域経済に壊滅的な打撃を与えることが懸念されますことから、幕別町農業委員会として、例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉への参加には、断固反対する決議をいただきたく、提案するものでございます。 よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いいたします。
議長	はい。ただいま、農政部会長から提案理由の説明がありました。これより質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 協議第1号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって協議第1号は原案のとおり決しました。
議長	次に、協議第2号「幕別町及び幕別町議会に対する要請書の取扱いについて」を、議題といたします。 農政部会長から発言を求められておりますから、これを許します。
5番	それでは、協議第2号の提案理由の説明をいたします。 農業政策等に関する要請文の朗読は省略しますが、本年5月31日、北海道選出国会議員要請集会に十勝農業委員会連合会へ要望した4項目であります。 要請項目は、1つ目は「TPP交渉への対応について」、2つ目は「農業基盤整備事業予算の確保について」、3つ目は「有害鳥獣の駆除対策について」、4つ目は「農業委員会組織体制と関係予算の確保について」の4項目です。 去る、11月21日に農政部会で協議を行い、本日、幕別町及び幕別町議会に要請したく、提案するものでございます。 なお、決定を頂きましたら、12月上旬に杉坂会長、谷内代理、私の3名で要請したいと考えております。 よろしくご審議、ご決定を賜りますように、お願いいたします。
議長	ただいま、農政部会長から提案の内容について説明がありました。なお、議

	案に綴じこんでありますが、4項目については、ひとつお目通しを頂きたいと 思います。 それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 協議第2号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、協議第2号は原案のとおり決しました。
議長	本日、予定をいたしておりました、議案は以上であります。これをもちまし て、第17回農業委員会総会を閉会いたします。